

令和2年度 第5回 岸和田市男女共同参画推進審議会 会議録

内容承認	白出会長 承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市男女共同参画推進審議会（第5回）		
日時	令和3年3月22日（月）午後2時～4時		
場所	岸和田市職員会館2階 大会議室		
出席委員	白出会長、松田副会長、野口委員、実川委員、藤本委員、奈良岡委員、櫻井委員、根本委員（以上8名）		
欠席委員	寺内委員、殿本委員		
事務局	春木市民環境部長、小堀人権・男女共同参画課長、船津男女共同参画担当主幹、西川男女共同参画センター所長、古森、辻村（以上6名）		
傍聴人数	1名		
次第	①岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況について ②第4期きしわだ男女共同参画推進プランについて		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況：資料1 ・ 岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況（照会書式） ：資料2 ・ 岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況まとめ ：資料3 ・ 令和2年度 重点項目：資料4 ・ 審議会等への女性委員参画状況：資料5 ・ 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン パブコメの意見と市の考え方 ：資料6 ・ 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン 推進体制と進行管理（案） ：資料7 ・ 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン（冊子） ・ 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン（概要版） ・ 岸和田市男女共同参画推進審議会規則 ・ 岸和田市男女共同参画推進審議会委員名簿 		

< 議題等 >

1. 委嘱状交付
2. 会長・副会長の選出
3. 議題

- ①岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況について
- ②第4期きしわだ男女共同参画推進プランについて

< 審議概要 >

- 会 長 本日の審議の1点めは、岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度実施計画推進状況についてです。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (配布資料にもとづき説明)
- 会 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
- 委 員 資料3、7ページの婦人防火クラブの名称について、現時点では名称変更をしないということですが、どうしてでしょうか。消防本部は、どのように考えているのでしょうか。
- 事務局 消防本部では、防火クラブの会員に対して、婦人という言葉を使わなくなっている理由等を説明し、女性防火クラブへの名称変更を積極的に働きかけていますが、会員からは、上部組織である大阪府も婦人防火クラブであるのに、なぜ変える必要があるのかという意見があり、合意が得られませんでした。
- 委 員 婦人防火クラブの年齢構成はどうなっています。
- 事務局 平均年齢は高いです。地域防災活動のなかでの婦人防火クラブの役割等、今後の運営についての議論のなかのひとつの課題として、名称についても引き続き議論を重ねていくことになっています。
- 委 員 資料3、1ページ、審議会等の女性委員比率を高めるために工夫した点について、女性の参画促進に関する指針の趣旨を説明したのが、78審議会のうち6審議会となっています。趣旨を説明するだけでも関わらず、これだけ少ないというのは、男女共同参画の意識が十分浸透していないのではないかと感じました。
- 事務局 委員ご指摘のとおりです。審議会は78ありますが、審議案件があるときだけ委員を選任する審議会があります。資料5に記載のとおり、委員選任なしの審議会が27あります。今年度改選がないため、特段取り組みをしていない審議会もあります。それら2つのことも影響しています。
- 会 長 工夫した点の②から⑤については、団体に選任する際となっていますが、団体に委員選任依頼をしている審議会はどの程度ありますか。
- 事務局 各審議会の規則で委員構成が定められています。具体的な数については、調べて報告いたします。
- 会 長 例えば、規則で、委員の男女比率に関して定めることも有効だと思いますので、その点について検討していただきたいと思います。
- 事務局 男女共同参画推進審議会や人権尊重のまちづくり審議会では、男女いずれか一方の委員の

数が委員総数の10分の4未満とならないようにすると定めていますが、他の審議会では明記していません。他市の状況を参考に取り組んでいきたいと思ひます。

委員 審議会の委員を改選する際、人権・男女共同参画課は、どのように関わっていますか。
事務局 人権・男女共同参画課では、担当課に対して、改選のタイミングで女性委員比率を高めるよう文書で依頼をすることしかできていません。担当課の考え方で委員の選任をしているというのが現状です。今後の課題としては、文書だけでなく、個別にアプローチしていくことが必要であると考えています。

委員 資料3の3ページ、審議会等の女性委員比率を高めるために「困難であった点」のその他に、「学校長に選任を依頼しており、教科の特性や各校の実情を考慮すると、男女を指定して依頼することは困難」とありますが、教科の特性とはどういうことですか。

事務局 これは、小中学校教科用図書選定委員会についてのことです。男性教員が多い教科と女性教員が多い教科があるため、男女を指定して依頼することが困難であるということです。

委員 英語は女性教員が、数学は男性教員が多いです。

委員 それは分かりますが、それを教科の特性という言葉で表現するのは、どうかと思ひます。

委員 同じく「困難であった点」のその他に、「市民公募委員に3名応募があったが全員要件を満たさず失格になった」とありますが、この失格とはどういうことでしょうか。

事務局 これは、生涯学習審議会についてのことですが、公募委員に3名応募があったが、全員が採点基準を下回ったため選任されなかったということです。

会長 資料3「重点項目3 男女の人権を尊重した表現の促進」について、先ほど説明がありましたが、もう少し補足していただけますか。

事務局 (困難であった点、意図があるため修正しなかったこと等について、市民課、生活福祉課、企画課、生涯学習課、図書館、東岸和田市民センター、山直市民センターの事例を用いて説明。)

会長 表現に関して、人権・男女共同参画課がチェックする体制をつくる必要があると思ひます。手引きがあれば対応しやすいという意見もあるようなので、共通の基準があれば、各課が対応しやすいと思ひますが、いかがでしょうか。

事務局 ご指摘のとおりで、表現に関するガイドラインを作成し、庁内の統一した見解を示していくことが必要であると思ひます。現在は各課で対応しているため、その課の判断が市の判断となっています。今後、庁内各課とともに宝塚市などの先進事例も参考に作成していきたいと考えています。

委員 各課に認識をもってもらふ意味でも本審議会に他課の職員にも出席していただくことを検討いただきたいと思ひます。

事務局 今後の運営方法について、各課と調整したいと思ひます。

委員 資料3で、審議会等への女性の参画促進に関して、困難であった点で圧倒的に多いのが、団体からの選出に関することです。男性ばかりの団体であれば、永遠に女性が選出されません。公共的な団体に対しても、人権・男女共同参画課や本審議会から発信して、団体内の女性比率を考えてもらう必要があると思ひます。先般のJOC元会長の問題発言の後、JOCの役員は一気にメンバーが変わりました。公共的団体のメンバーが審議会を傍聴に来られてもよいのではないかとと思ひます。

委員 重点項目3の「男女の人権を尊重した表現の促進」について、当社ではメールなどでの表現にとっても気を遣っています。例えば、ご主人、奥さんなどはNGワードとして自動的にチェックされ、誰がNGワードを使用したか管理職にメールが届きます。ご主人、奥さんに替わる言葉として、配偶者様という言葉を使用しています。

委員 プライバシー保護の観点から窓口では名前を呼ばないとありますが、番号で呼ぶのですか。

事務局 窓口で呼び出す際は番号で呼んでいます。窓口対応の際、奥さん、ご主人の代わりに、お名前を使用する方法がありますが、窓口では隣との距離が近いため、プライバシー保護の観点から、お名前を使いにくいということがあるとのことです。また、配偶者様という表現も根付いていません。

委員 企業の場合、どうでしょうか。

委員 私たちは、プライバシーが保たれたところで対応するため、名前で呼べますが、窓口ではどうしているか確認したいと思います。

委員 窓口で、隣の人の声が聞こえることが問題かもしれません。

委員 お父さん、お母さんは、どうでしょう。

事務局 窓口では、お父さん、お母さんという言葉を使っている場合もあるようですが、保護者というのが適切でないでしょうか。

会長 男女共同参画の観点と窓口でプライバシー保護という人権の観点の両方から検討いただかないといけないと思います。マニュアルの作成に関して、審議会で検討していくことがあれば、課題として出していただければと思います。

事務局 続いて、審議の2点めは、第4期きしわだ男女共同参画推進プランについてです。事務局より説明をお願いいたします。

会長 (配布資料にもとづき説明)

会長 プランが作成されましたので、このプランを如何に周知していくかが大切になります。これまで、年度ごとに重点項目を3つ設けて進めてきましたが、令和3年度も引き続き重点項目を設定するのでしょうか。あるいは従来の方法とは異なる方法で進めるのでしょうか。

事務局 令和3年度も重点項目を定める予定です。来年度はプランの周知が重要であると考えています。男女共同参画センターでの講座や男女共同参画フォーラムで、プランの周知をしていきたいと思っています。

委員 人権・男女共同参画課の仕事がそれだけでいいのかと思います。プランに記載の施策は111項目ありますので、重点項目が3点というのは、もったいないと思います。

事務局 平成23年度からの10年間を見ていると、重点項目は、大きく変わっていないのが現状です。重点項目だけに取り組むのでは進まないと思います。毎年、すべての項目について取り組むことは難しいですが、実施計画をたて、計画的に進めていきたいと考えています。

委員 前例踏襲ではなく、もっと思い切ってアクションを起こしたらよいと思います。

事務局 重点項目3点だけでなく、すべての項目に取り組む必要があるというご意見はそのとおりでと思います。何のためにこれだけ多くの施策を挙げているのかも含めて周知をしていきます。また、各課と個別の協議を深めていくなかで、今までとは違うということを説明していきます。

事務局 審議会委員の皆様のご意見を力に変えていきたいと思っています。

- 委員 国は、男性の育休取得に力を入れていますが、岸和田市でも、男性の育休取得100%をめざすというのはいかがでしょうか。
- 委員 今までの延長線上で進めるのは簡単ですが、それではなかなか進みません。審議会等への女性の積極的な参画について説明する、文言を入れるということだけでも、ほとんどできていないのが現状です。また、実績報告の様式についても、具体的にどのような取組をしたのか記述式にして、実績報告の回数も増やしたらどうでしょうか。そうすれば職員の意識が向上し、効果が上がってくるのではないかと思います。
- 事務局 これまでは、計画に記載しているすべての項目について、実施計画、実績報告とも担当課が記述する方式でした。今年度は、第3期計画の最終年度のため、重点項目に絞った実施計画としましたので、実績報告も記載しやすいものとししました。新しいプランを進めていくにあたり、実施計画、実績報告の様式や進捗状況を確認する回数等を見直したいと考えています。
- 会長 各課の実施計画を作成する担当者は決まっているのですか。実施計画の作成は、職務として行っているのでしょうか。
- 事務局 推進していくための組織として男女共同参画推進本部があります。推進本部の設置規程では、実施計画の立案や計画の推進を担当する実務担当者を各課に置くことと定めており、実務担当者が実施計画を作成しています。
- 会長 推進するための体制が定められているにも関わらず、実績が伴わないのは非常に問題があると思います。実効性のある計画を立てて確実に実行しないと、計画で定めた数値目標は達成できないのではないかと危惧しています。職員一人ひとりが、我が事として意識し、実行していくための具体策について検討してください。我々もご意見を申し上げさせていただきますと思います。
- 事務局 本部会議、幹事会、実務担当者会という組織を有機的に機能させ、充実させていくための具体策を提案して委員の皆様と議論していきたいと思っています。
- 委員 プランの13ページ、12番の各役職段階における女性職員の割合についてですが、政策決定に直接関与できるのはどの役職ですか。
- 事務局 政策決定できるのは部長になります。課の意思決定をするのは課長となります。
- 委員 部長級の目標値が15%というのは低いと思います。
- 事務局 現在、女性の部長は1名です。段階的に増やしていくとしたときに、中間年で15%という目標値にたどりつきました。数が少ないと対等な議論ができないのではないかと危惧していますので、女性の部長を増やしたいと思います。女性部長、女性課長がモデルとなって、若い職員を育てていくことも大事だと思っています。
- 委員 部長級には理事も含まれていますが、理事には政策決定権がありません。女性の理事はいますか。
- 事務局 現在、女性の理事はいません。
- 委員 目標値について、人事と相談しましたか。
- 事務局 人事課と話し合い目標値を決めました。
- 委員 東日本大震災関連のニュースを見ると、災害対応の場に女性がいないことが問題になっています。危機管理課の防災会議の女性比率は6.9%となっていますが、女性比率を上げ

ていただきたいと思います。

事務局 内閣府から男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインが示されているので、危機管理課と一緒に進めていきたいと思います。

委員 教育現場では、成績が上位の者、生徒会活動を活発にしている者、表彰される者、弁がたつ者、どれもが女子の方が男子より多いです。教育現場とその他では、かなり状況が違っていると感じました。

会長 まさにそこが問題です。学生の間は平等意識が浸透していますが、社会に出ると、なぜ状況が変わってしまうのか、全世代にジェンダー意識を浸透させていくためにはどうすればよいのか考えていかなければなりません。

会長 以上で、令和2年度第5回岸和田市男女共同参画推進審議会を終了します。委員の皆様、どうもありがとうございました。